

阿南市監査委員公表第1号

令和8年2月12日付けで提出された阿南市職員措置請求書について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第5項の規定に基づき、別紙のとおり監査結果を公表します。

令和8年4月10日

阿南市監査委員 栗 村 誠

阿南市監査委員 湯 浅 聖 治

阿南市監査委員 渡 部 友 子

()の利益供与や使途不明金として流出した参加費（5年間で約100万円、累積で数百万円規模）は、阿南市民の財産的損害である。

・行政目的の喪失（経費の無駄遣い）：「市民スポーツの振興」という予算目的が、「特定業者の顧客優遇（市外参加者約48%）」と「有力選手の排除」にすり替えられ、公益性が著しく損なわれた。虚偽の内容を宣伝したパンフレット作成費等も無駄な支出である。

(5) どのような措置を請求するのか。

- 1 委託料等の返還請求：契約およびガイドラインに違反して実施された事業に対する委託料は「不当利得」であるため、過去5年分を連盟および 会長に返還させること。
- 2 徹底的な実態解明：上記「委託料支出の適正性」を判断する根拠として、連盟の会計実態（預金通帳原本、在庫買い取りの有無、参加費の管理状況）を徹底的に監査すること。
- 3 関係職員の処分：検査義務を怠った職員（ 氏および歴代担当者）の厳正な処分。

(6) 財務会計上の行為から1年以上経過している場合は、その正当な理由。

本件における「在庫処分」や「不当な選手排除」等の不正行為は、連盟と担当課（事務局）の癒着により、長年にわたり秘密裡に行われてきた。また、請求人が窓口で説明を求めても市側は「答えない」として隠蔽を図ったため、市民がその全容を知ることが困難であった。したがって、1年以上前の行為についても、その実態が明らかになった今、遑って請求する正当な理由がある。なお、不正な会計処理（怠る事実）は現在も継続中である。

（書面の内容は、原文どおり記載した。）

(7) 添付書類

事実証明書証第1号～証第9号

4 請求の受理

令和8年2月12日に提出のあった住民監査請求（以下「本件請求」という。）は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第242条第1項の要件を具備していると認め、令和8年2月12日付けでこれを受理した。

第2 監査の実施

1 監査対象から除外する事項及びその理由

要件審査を行った結果、次の事項については住民監査請求の要件を満たしていないと認められるため、監査対象から除外した。

(1) 阿南市スポーツ祭事業業務委託契約の委託料（以下「本件委託料」という。）に係る返還請求について

本件委託料の支出については、支払うべき金額の確定前に支出する法第232条の5第2項の規定による概算払により全額を支払っている。

法第242条第2項には、「前項の規定による請求は、当該行為のあった日又は終わった日から1年を経過したときは、これをすることができない。ただし、正当な理由があるときは、この限りでない。」と規定されている。また、「概算払による公金の支出についての監査請求は、当該公金の支出がされた日から1年を経過したときは、これをすることができないものと解される」（最高裁平成7年2月21日判決・集民174号285頁）。

しかしながら、概算払による公金の支出の精算手続として行われる財務会計上の行為については、別途、監査請求をすることができる。

そこで、本件請求についてみると、本件委託料の支出に係る財務会計上の行為が行われた年月日は、別表のとおりである。令和6年度以前の、概算払による公金の支出及び精算手続きについては、本件請求が提出された日において既に1年が経過しており、同項本文に規定する住

民監査請求の請求期間の要件を満たしていない。このような場合においては、同項ただし書きでは、同項本文の規定の例外として正当な理由があるときは、その行為があった日から1年を経過している場合であっても監査請求できる旨を規定している。よって、同項ただし書きに規定する「正当な理由があるとき」に該当するような、特段の事情が請求人にあるかどうかをさらに判断する必要がある。

請求人は、「本件における「在庫処分」や「不当な選手排除」等の不正行為は、 連盟（以下「連盟」という。）と担当課（事務局）の癒着により、長年にわたり秘密裡に行われてきた。また、請求人が窓口で説明を求めても阿南市側は「答えない」として隠蔽を図ったため、市民がその全容を知ることが困難であった。」として、これは、ただし書きの「正当な理由がある」に該当すると主張している。

しかし、最高裁は、「法242条第2項本文は、普通地方公共団体の執行機関・職員の財務会計上の行為は、たとえそれが違法・不当なものであったとしても、いつまでも監査請求ないし住民訴訟の対象となり得るとしておくことが法的安定性を損ない好ましくないとして、監査請求の期間を定めた。しかし、当該行為が普通地方公共団体の住民に隠れて秘密裡にされ、一年を経過してからはじめて明らかになった場合等にも趣旨を貫くことが相当でないことはいうまでもない。そこで、同項ただし書きは、「正当な理由」があるときは、例外として、当該行為のあった日又は終わった日から一年を経過した後であっても、普通地方公共団体の住民が監査請求をすることができるとしたのである。したがって、このように当該行為が秘密裡にされた場合、同項ただし書きにいう「正当な理由」の有無は、特段の事情のない限り、普通地方公共団体の住民が相当の注意力をもって調査したときに客観的にみて当該行為を知ることができたかどうか、また、当該行為を知ることができたと解される時から相当な期間内に監査請求をしたかどうかによって判断すべきものといわなければならない。」（最高裁昭和63年4月22日判決・集民154号57頁）と判示している。

また、最高裁は、「このことは、当該行為が秘密裡にされた場合に限らず、普通地方公共団体の住民が相当の注意力をもって調査を尽くしても客観的にみて監査請求をするに足りる程度に当該行為の存在又は内容を知ることができなかった場合にも同様であると解すべきである。

したがって、そのような場合には、上記正当な理由の有無は、特段の事情のない限り、普通地方公共団体の住民が相当な注意力をもって調査すれば客観的にみて上記の程度に当該行為の存在及び内容を知ることができたと解される時から相当な期間内に監査請求をしたかどうかによって判断すべきものである。」（最高裁平成14年9月12日判決・民集56巻7号1481頁）と判示している。

これらのことから、本件請求についてみると、阿南市スポーツ祭（以下「スポーツ祭」という。）は市制発足以来、阿南市（以下「市」という。）の後援のもと公に行われている。また、市はこの事業に委託料を出してきた経緯があり、秘密裡に行われたものとは言えない。

そして、業務委託をしていること及びその委託料が毎年の予算書に記載されている。さらに、委託料が概算払で支出され、その後精算されることに鑑みれば、住民が相当の注意力をもって調査すれば、財務会計上の行為が記載された公文書について、情報公開請求をすれば、この概算払の精算がされた頃には、その行為があった日から1年以内に住民監査請求をするに足りる程度に財務会計上の行為の存在及び内容を知ることができたと解される。

令和6年度の当初予算であれば、令和6年3月議会で承認され、前年度の年度末頃には一般に公開することから、相当の注意力をもって調査すれば、その頃には、客観的にみて上記の程度に当該行為の存在及び内容を知ることができた。さらに、概算払が確定される各年度の精算がされた頃には、相当の注意力をもって調査すれば客観的にみて上記の程度に当該行為の存在及び内容を知ることができたと解される。

そして、令和6年度当該委託料においては、本件請求が提出された令和8年2月12日は、精算がなされた令和7年2月5日から1年を経過している。

このように、本件委託料の精算は、秘密裡にされたにもあたらないし、住民が相当の注意力をもって調査すれば、客観的にみて本件委託料の精算がされた頃には、住民監査請求するに足りる程度に財務会計上の行為の存在及び内容を知ることができたと認められる。

よって、令和6年度以前に行われた支出に係るものは、期間内の請求とは言えず、住民監査請求の対象外であると解される。

以上のことから、本件請求及び陳述の内容から請求人に「正当な理由」があるとは認められず、監査対象から除外した。

2 監査対象事項

住民監査請求は、法第242条第1項が規定するとおり、普通地方公共団体の執行機関又は職員による違法又は不当な財務会計上の行為又は怠る事実をその対象とする場合に限られる。

よって、本件請求及び請求人の陳述の内容から判断して、次の事項を監査の対象とした。

- (1) 令和7年度阿南市スポーツ祭事業業務委託（以下「本件委託契約」という。）において、市が法第234条の2に規定されている検査を怠り、形式的な報告書のみで委託料を支出したことが、財務会計上の違法又は不当な公金支出にあたるかについて
- (2) 阿南市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が主催しているスポーツ祭（ 競技）の参加費を、市の歳入として管理しなかったことが、監督を怠る事実にあたるかについて

3 請求人による陳述及び証拠の提出

法第242条第7項の規定に基づき、令和8年3月12日に、請求人の証拠の提出及び陳述の機会を設けたところ、請求人は口頭意見陳述書及び追加の証拠（新聞記事、開示請求書、開示決定通知書等61通）を提出するとともに陳述を行った。その内容は、おおむね次のとおりである。

私が監査請求に至った理由は、市長、教育長、担当課長及びスポーツ協会会長は、特定企業による公金の私物化と利益相反を事前に把握しながら、調査義務を放棄し、不正な団体が混じっている市スポーツ協会（以下「協会」という。）に53万円もの公金を違法に支出したという、組織的な隠蔽と職務放棄を正していただくためである。

(1) 「公共性の完全な喪失」と「トンネル組織による私物化」

教育委員会及び協会が主催している大会に、実際の募集SNSでは「主催： 」と表記されている。これは、公金を受け取る時だけ「市の公式行事」の顔をし、実際には特定店舗の私的な営利イベントである「 」を市の予算で実施している動かぬ証拠である。つまり、長きにわたり公金を流用した特定業者の私的イベントが黙認され、繰り返されてきた可能性が極めて高い。市の「 」であり、日本 連盟（ ）副理事の 氏は、 競技への参加を希望する市民 に対し「定員オーバー」と嘘をつき出場を拒否した。しかし実態は、定員 に対し 空き枠があり、市民を嘘で排除する一方で、参加者の48.2%は「 」の客である市外・県外者で占められていた。また、大会当日、会長は私を激しく恫喝し、同行した 元議員に対し、「自分に直接電話（挨拶）がなかったから参加させなかった」と吐露した。募集要項にない私的な感情で市民を選別・排除したことは明白である。

(2) 「利益相反」と「現金のブラックボックス化」を放置

連盟が参加者から集めた約18万円の参加費に対し、領収書は発行されていないし、参加費及び市からの委託料が、最終的に誰の口座に入ったのか、市は一切確認していない。公金や参

加費が連盟の活動資金ではなく、会長個人のポケットに入っている疑いがある。さらに、公金を自身の店舗利益へ還流させている疑いもあることから、徹底的に監査していただく必要がある。

(3) 市役所による「調査約束の反故」と組織的隠蔽

7月23日に市長へメール告発し、7月28日に秘書広報課から返答を受領した。8月上旬の段階で、教育長、スポーツ振興課長、協会会長らが本件を知ることになった。そして、スポーツ振興課は、■■■■元議員に対し「名簿や収支報告書を必ず提出させる」との約束を反故にした。「資料はない」という連盟側の開き直りを容認し、調査義務を完全に放棄した。ガバナンスを逸脱した団体が混じっていると知りながら、12月後半に53万円もの公金を振り込んだ。極めて悪質な「故意の隠蔽」である。

(4) 客観的事実が証明する「行政の崩壊」と「隠蔽の告白」

市に対し「令和6年度までの収支報告書、領収書、参加者名簿、役員名簿」及び「市が行った指導記録」の開示を求めたが、市からは「すべて取得していない」との回答があった。公金の支出主体は市であり、委託は事務処理を外部化したに過ぎず公的目的に適合しているかを確認する市の「監督義務」や「検査義務」が消滅するものでない。

以下の3点から、本件は市の監督範囲内であることは明白である。

- ア 「委託契約書第7条」が定める厳格な検査義務の放棄
- イ 「市職員が事務局を兼務する」という自作自演の管理体制
- ウ 参加費の「準公的資金」としての性質と、倫理ガイドライン違反

(5) 説明責任の放棄と「隠蔽を指示した真の黒幕」の特定

令和8年1月30日、市長（スポーツ振興課）に対し、12項目の質問に対する文書回答を求めたが、2月9日に担当者職員は「答える必要がない」「(市民の訴えを) どうとでもとってください」と説明を拒絶した。担当職員が、独断で暴言を吐き、説明責任を放棄することはあり得ない。背後には「隠蔽の指示者（黒幕）」が必ず存在する。

(6) 最終報告として、不当な排除と公金事業の私物化について、現在、上位団体である公益財団法人日本■■■■連盟（■■■■）本部のコンプライアンス委員会が客観的証拠を受領し、正式な調査を開始している。

(7) 求める措置

- ア 過去5年分の委託料等を連盟および■■■■会長に返還させること。
- イ 連盟の預金通帳原本、在庫買い取りの有無、参加費の管理状況を徹底的に監査すること。
- ウ 検査義務を怠り、市民への説明を拒絶した職員に対し、厳正な処分を下すこと。
- エ 市の公金事業を私物化し、虚偽の理由で市民を排除した実行犯である■■■■氏の「■■■■」の任命を、直ちに取消すこと。

(8) その他

徳島新聞に掲載されていた市の■■■■補助金について
連盟がうけた小学校の■■■■事業について

なお、陳述時の質疑応答において、次のことを確認した。

- ・ 請求人は、協会と教育委員会が主催しているスポーツ祭に、スポーツ祭の実施要項の内容に基づき大会を実施したのであれば、2万円を委託料として支出しているが、できていなかった競技団体には出すべきではなかったと主張している。

4 監査対象機関に対する監査の実施

本件監査対象機関をスポーツ振興課とし、当該機関に対し、書面による請求内容に対する意見等の提出を求めるとともに、関係証拠書類の提出を受けて精査することにより監査を実施した。

第3 監査の結果

本件請求については、監査委員は、合議により次のとおり決定した。

1 関係書類による事実確認

(1) 令和7年度阿南市スポーツ祭について

ア 令和7年度阿南市スポーツ祭（実施要項）P3実施要項総則（別紙1）において、スポーツ祭の趣旨、主催、主管、競技の形式及び競技方法、参加資格、参加申込を確認した。

イ 阿南市スポーツ協会会則（以下「会則」という。）及び監査対象機関の調査において、次のことを確認した。

(ア) 協会の事務所については、会則第1条において規定され、阿南市教育委員会教育部スポーツ振興課内に置くと定められている。

(イ) 協会の目的については、会則第2条において「阿南市におけるスポーツの健全な普及発展を図り、もって市民の健康増進と明るく豊かな人間性を養うことを目的とする。」と定められている。

(ウ) 協会の事業については、会則第3条において規定され、第2条の目的達成のため、①市民のスポーツ振興を図る。②スポーツ団体の強化発展を図る。③競技力向上を図る。④阿南市スポーツ祭の開催 ⑤スポーツの指導者養成を図る。⑥その他本会の目的達成に必要な事項の事業を行うと定められている。

(エ) 協会の組織については、会則第4条において「本会は、本会の趣旨に賛同する者及び競技団体並びに14地区スポーツ協会（体育協会を含む）をもって組織する。」と定められている。なお、連盟は、令和元年度より協会に加入している。

ウ 令和7年度阿南市スポーツ祭事業業務委託について、委託契約書（以下「契約書」という。）において、次のことを確認した。

(ア) 市は、令和7年6月30日に協会との間で契約金額を53万円、令和7年7月1日から令和7年12月31日までを契約期間とする委託契約を締結している。

(イ) 業務内容については、契約書第2条において「広く市民の間にスポーツを普及し、その振興発展を図るとともに、スポーツを通じて相互の親睦を深め、併せて競技力の向上及びレクリエーション活動の充実に資することを目的とした令和7年度阿南市スポーツ祭事業。」と定められている。

(ウ) 委託業務の実施方法については、契約書第4条第1項の規定において、「委託業務の実施は、実施施設等の関係条例及び管理使用等の規則に従い、受注者が実施箇所に委託業務に支障のないよう発注者と協議の上、各競技団体等から適確な業務員を配置して行うなど、その目的に資するために最も適切な方法により委託業務を行うものとする。」と定められている。

(エ) 事業実施計画書及び成果報告書の提出については、契約書第6条において規定され、受注者は、当該委託業務を実施しようとするときは、事業実施計画書を発注者に提出しなければならない。また、受注者は、業務が完了したときは、すみやかに委託業務の成果に関する実績報告書（体育祭事業成績結果の報告書等を含むもの）を発注者に提出しなければならないと定められている。

(オ) 検査については、契約書第7条第1項において「発注者は、前条の事業実施計画書又は報告書を受領したときは、その内容につき検査するものとする。」と定められている。

(カ) 委託料の支払については、契約書第8条において規定され、発注者は、委託業務の円滑な履行のため、事業実施計画書の検査完了後、事業実施日までに委託料を受注者に支払う

ものとする。また、受注者は、委託料の請求をするときは、請求書に事業実施計画書を添付し、発注者に提出しなければならないと定められている。

(2) 関係法令等の定めについて

ア 地方自治法【抜粋】

(支出の方法)

法第232条の5 普通地方公共団体の支出は、債権者のためでなければ、これを行うことができない。

2 普通地方公共団体の支出は、政令の定めるところにより、資金前渡、概算払、前金払、繰替払、隔地払又は口座振替の方法によつてこれを行うことができる。

(契約の履行の確保)

法第234条の2 普通地方公共団体が工事若しくは製造その他についての請負契約又は物件の買入れその他の契約を締結した場合には、当該普通地方公共団体の職員は、政令の定めるところにより、契約の適正な履行を確保するため又はその受ける給付の完了の確認（給付の完了前に代価の一部を支払う必要がある場合において行なう工事若しくは製造の既済部分又は物件の既納部分の確認を含む。）をするため必要な監督又は検査をしなければならない。（略）

イ 阿南市契約規則（以下「契約規則」という。）において、次のように規定されている。

(検査)

契約規則第30条 市長は、請負契約についての給付の完了の確認につき、契約書、仕様書、設計書その他の関係書類に基づき、かつ、必要に応じ当該契約に係る監督員の立会いを求め、当該給付の内容について検査を行わなければならない。

2 市長は、請負契約以外の物件の買入れその他の契約についての給付の完了の確認につき、契約書その他の関係書類に基づき、当該給付の内容及び数量について検査を行わなければならない。（略）

6 市長は、前各項の規定により検査を完了したときは、検査・検収承認書（別記様式。なお、建設工事の請負及び建設工事に関する測量、調査、設計等の業務に係るものについては、別に定める様式による。）を作成しなければならない。この場合において、その給付が当該契約の内容に適合しないものであるときは、その旨及びその措置についての意見を付さなければならない。（略）

2 監査委員の判断

(1) 本件委託契約に基づき行われた委託契約において、市が法第234条の2に規定されている検査を怠り、形式的な報告書のみで委託料を支出したことが、財務会計上の違法又は不当な公金支出にあたるかについて

ア 請求人の主張

協会に支出している委託料（トンネル経由の支出）において、協会の事務局機能は市職員（**■**氏）が兼務しており、法第234条の2に規定されている事業完了検査において、検査を怠り、形式的な報告書のみで委託料の支出を決定した。市は連盟の「在庫処分」や「選手排除」といった違法な運営実態を容易に把握し、是正できる立場にあったにも関わらず、監督責任を放棄し、実態として「特定業者（**■**、以下『**■**』）の在庫処分」および「特定選手への不当な排除（パワハラ）」を行う私的な営利イベントに対して、漫然と公金を支出した。これは、市による違法な公金支出であり、市民の財産的損害である。

イ 監査対象機関の説明

(スポーツ振興課)

(ア) 「実質的に直接指導・監督している」との主張について

市が行っているのは、本件委託契約に係る連絡調整、書類受領及び整理等であり、事業の方針決定や各競技の運営方法、選考等の実施主体は、スポーツ祭を主催する協会及び主管する各競技団体である。実施要項においても、主催・主管・競技方法の定めが整理されており、市が主管団体に対して直接指揮命令する構造にない。したがって、「市が実質的に直接指揮・監督していたこと」を前提に「怠る事実」を構成するとの指摘は、前提を欠くものである。また、令和7年7月25日に請求人から相談を受け、初めて具体の疑義がある旨を認識したものであり、それ以前に「違法又は不当な運営実態」を市が当然に把握していた、又は容易に把握できたと断ずることはできない。市としては、当該相談後、連盟及び請求人双方から聞き取りを行い、疑義が生じないよう必要な是正（HP表記の整理、要項記載の明確化等）を求め、一定の整理が図られたものと認識している。よって、市の対応が「監督責任の放棄」又は「職務怠慢」に当たるとの指摘は当たらない。

(イ) 「委託料の違法支出（トンネル経由の支出）」との主張について

本件は、市（教育委員会）と協会との間で締結した業務委託契約（契約額53万円）に基づくものであり、所定の契約手続を経て実施されたものである。業務完了後は契約書に基づき完了報告書等の提出を受け、内容を審査した上で支出している。

したがって、委託の相手方である協会を「隠れ蓑」として、市が別主体へ支出した事実はない。

(ウ) 「法第234条の2違反」との主張について

法第234条の2にいう履行の確保（検査）について、市は本件委託契約に基づき、協会から市長宛てに業務完了報告書、収支決算書、運営費領収書及び競技結果報告書の提出を受け、内容を審査した上で契約内容が履行されたことを確認している。また、多くの競技大会において市職員が現地立会等により実施状況を確認しており、契約履行の確認として必要な手続は実施している。したがって、「形式的な報告書のみで検査を怠った」とする請求人の指摘は否認する。

(エ) 「損害」との主張について

令和7年度の本件委託料53万円は、本件委託契約に基づき事業が実施され、完了報告書及び収支決算書等により履行確認を行った上で支出しているものであり、違法又は不当な支出とはいえない。したがって、請求人が主張する「過去5年分の委託料が損害」とする前提は成立しない。

ウ 監査委員の判断

(ア) 契約締結について

令和7年6月30日付けで、市は協会との間で、広く市民の間にスポーツを普及し、その振興発展を図るとともに、スポーツを通じて相互の親睦を深め、併せて競技力の向上及びレクリエーション活動の充実に資することを目的とした令和7年度阿南市スポーツ祭事業の本件委託契約を締結した。

(イ) 委託料の支払について

本件委託料の支払については、契約書第8条で「発注者は、委託業務の円滑な履行のため、事業実施計画書の検査完了後、事業実施日までに委託料を受注者に支払うものとする。」と規定されており、令和7年7月1日に、協会から事業実施計画書の提出があったことから、市は内容が適正であるかを検査し、令和7年7月28日に法第232条の5第2項の規定による概算払で、協会が指定する口座に53万円の全額を振り込んでいる。

(ウ) 履行確認について

法第234条の2で、「普通地方公共団体が工事若しくは製造その他についての請負契約又は物件の買入れその他の契約を締結した場合には、当該普通地方公共団体の職員は、政令の定めるところにより、契約の適正な履行を確保するため又はその受ける給付の完了の確認（給付の完了前に代価の一部を支払う必要がある場合において行なう工事若しくは製造の既済部分又は物件の既納部分の確認を含む。）をするため必要な監督又は検査をしなければならない。」と規定されている。

本件委託契約の検査については、令和7年12月8日付けで、協会から委託業務の成果に関する業務完了報告書、収支決算書、運営費領収書及び競技結果報告書が提出されており、これを受けて、市は、内容を審査した上で契約内容が履行されたことを確認するほか、市職員が多くの中継大会において現地立会等による実施状況を確認しており、同日付けで契約規則第30条第6項の規定による検査・検収承認書を作成し、履行確認を行っていた。

監査の結果、一連の事務手続がなされていたことに加えて、事業実施計画書に基づき履行状況の確認ができていた。

このことから、当該業務の成果に対する対価とする本件委託料の支出がなされていたと判断できることから、請求人の法第234条の2に規定されている検査を怠り、形式的な報告書のみで本件委託料の支出を決定したとの主張は認められない。

よって、本件委託料の支出が市の財務会計上の違法又は不当な公金支出とは言えず、請求人の主張には理由がない。

(2) 教育委員会が主催しているスポーツ祭（ 競技）の参加費を、市の歳入として管理しなかったことが、監督を怠る事実にあたるかについて

ア 請求人の主張

スポーツ祭は市が主催であり、参加費（約18万円/年）は本来、市の歳入として管理、あるいは市の監督下で適正に処理されるべきものである。しかし、市（事務局）はこれを連盟に「不透明な資金」として管理させ、事実上の「闇給与」や「在庫処分費」として流用されるのを放置した。これは、公金管理および監督を怠る事実であり、市の公的信用と財産的価値を著しく毀損させた。

イ 監査対象機関の説明

（スポーツ振興課）

スポーツ祭は実施要項（総則）において、主催を協会及び教育委員会、主管を各競技団体として整理しており、各競技の運営、申込受付及び参加費の取扱いは主管団体の運営の枠内で行われている。参加費の法的性質（市の公金として歳入に計上すべきか否か）は、徴収主体、収納方法及び会計処理の仕組みにより判断されるべきものであり、市が事業に関与しているという事実のみをもって直ちに市の歳入に当たるとすることはできない。また、市が参加費を「不透明な資金」として管理させ、「闇給与」等に流用させたとの主張については、そのような事実を裏付ける客観的資料を市として把握しておらず、「怠る事実」及び「財産的価値の毀損」を構成する前提事実を欠く。

ウ 監査委員の判断

スポーツ祭の実施要項（総則）には、主催・主管・競技方法などが明確に示されている。

参加費については、スポーツ祭の主管である競技団体が直接参加者から徴収し、競技運営における財源としている。また、大会競技の運営、申込受付及び参加費の取扱いは、各競技団体に委ねられ、市が直接徴収する仕組みになっていない。

この体制は、長年にわたって同様の実施要項により継続されており、契約書に参加費の規定は示されていないものの、当該契約の性質又は実施要項から勘案して、合理的と解す

るのが相当である。

よって、参加費は市の公金にあたると言えず、公金の管理及び監督を怠り、市の公的信用と財産的価値を毀損させたと言えるものではなく、請求人の主張に理由がない。

3 結論

以上のことから、本件請求は理由がないものと判断し、本件請求を棄却する。

よって、措置の必要を認めることができない。

4 意見

上記のとおり、財務会計上の行為としては、違法支出、怠る事実は認められないが、市の委託契約においては、市民から疑問をいだかれないう、大会運営に努められたい。

別表

	概算払による公金の支出				精算手続	
	負担行為額	負担行為確定日	支出命令額 (概算払)	支払日	精算額	精算日
	体育祭中止のため未契約					
令和2年度阿南市体育祭事業業務委託	530,000	令和3年7月30日	530,000	令和3年8月6日	322,884	令和4年2月24日
令和3年度阿南市体育祭事業業務委託	530,000	令和4年7月12日	530,000	令和4年8月1日	490,000	令和5年4月12日
令和4年度阿南市体育祭事業業務委託	530,000	令和5年7月18日	530,000	令和5年7月31日	530,000	令和6年4月11日
令和5年度阿南市スポーツ祭事業業務委託	530,000	令和6年7月17日	530,000	令和6年7月24日	510,000	令和7年2月5日
令和6年度阿南市スポーツ祭事業業務委託	530,000	令和7年6月30日	530,000	令和7年7月28日	530,000	令和8年2月26日

実施要項総則

1.趣 旨

阿南市スポーツ祭は、広く市民の間にスポーツを普及し、その振興発展を図るとともに相互の親睦を深め、併せて競技力及びレクリエーション活動の充実強化に資することを目的とする。

2.主 催

阿南市スポーツ協会 阿南市教育委員会

3.主 管

市内各競技団体

4.実施方針

本大会は、原則として8月第4、9月第1日曜日に実施する。

5.競技の形式 及び競技方法

主管する各競技団体で定める。

6.参加資格

- (1)阿南市内に在住又は、市内の学校・職場へ通学・通勤していることを原則とし、各競技団体の実施要項に定めたもの。
- (2)事前に健康診断を受け、健康であり競技に支障のない者。

7.表 彰

団体・個人とも種目別1位～3位を表彰する。但し、個人競技において実施要項で定める場合はこの限りでない。

8.参加申込

参加申込者は、期限までに競技要項の申込書で要項に定める申し込み場所へ提出のこと。

9.そ の 他

- (1)大会当日の傷害・事故等については、応急処置はするが、それ以外の責任は負わない。
- (2)開会式及び閉会式は、主管する競技団体により各競技会場で行う。

10.成績の報告

主管する競技団体は競技終了後、大会成績を阿南市教育委員会に報告のこと。